

札幌市乗合バス路線維持審査会 審査基準 (案)

(案)

札幌市乗合バス路線維持審査会審査基準

(平成22年1月22日制定)

最近改正 令和 年 月 日

札幌市乗合バス路線維持対策要綱（平成21年11月24日市長決裁。以下「要綱」という。）第3条の規定により維持が必要と認める系統（以下「対象系統」という。）又は要綱第6条の規定により維持が必要と認める路線（以下「対象路線」という。）は、以下の4つの要件をすべて満たす系統又は路線とする。

ただし、3の要件は、令和2年4月1日以降における系統の運行について、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送人員減少等により、新たに15人を下回った場合、これを適用しない。

なお、この基準において、バス路線、系統、路線、輸送量というのは、要綱第2条に定めるバス路線、系統、路線、輸送量をいい、路線廃止等というのは、要綱第5条に規定する路線廃止等をいう。

1 札幌市内完結系統であること

起点、終点及び運行経路が札幌市域内にあること。

2 代替性がないこと

対象系統等に係るすべてのバス停留所が、以下の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たし、対象系統等以外の交通機関の利用により、対象系統等と同程度の料金及び時間で当該系統等による移動と同等の移動ができる系統以外の系統であること。

(1) 対象系統等が起点又は終点等で接続する軌道系交通機関（JR及び地下鉄）の駅を中心とする半径750mの範囲内（以下「駅勢圏内」という。）にあること。

(2) 下記ア及びイの要件を満たす他の系統（同一バス路線の他の系統を除く。ただし、運行経路の変更に伴う路線廃止等の場合は、経路変更後の対象系統等を含む。）のバス停留所又は路面電車の停留場を中心とする半径300mの範囲内にあること。

ア 対象系統等が接続する軌道系交通機関の駅に接続すること。

イ 1往復を1回としたときの平日1日当たりの運行回数（以下「運行回数」という。）が、対象系統等の半分程度以上あること。ただし、3回を下回らないこと。

3 一定の輸送量があること

対象系統が属するバス路線の輸送量の合計が15人を下回らないこと。また、路線廃止等においては、路線廃止等の前年度における対象路線に係る輸送量が15人を下回らないこと。

4 一定の運行回数があること

対象系統が属するバス路線の運行回数の合計が3回を下回らないこと。また、路線廃止等においては、路線廃止等の前年度における対象路線に係る運行回数が3回を下回らないこと。